

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等の輸送における
貨物自動車運送事業者のレンタカー使用の取扱いについて

- 1 使用するレンタカーについては、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年8月1日国自貨第40号）等による手続きのほか、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 当該事前届出書等の受理にあたっては、次の事項について確認する。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン等（ワクチン及びそれに付随するもの（針・シリンジ、その他ワクチン接種に当たって必要な器具等）に限る。）の輸送の用に供せられる車両であること。
 - ② 自動車車庫の確保の状況
 - ③ 乗務員の確保の状況
 - ④ 運行管理者及び整備管理者の選任状況
 - ⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況
 - (2) 当該事前届出等については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。
- 2 レンタカーの借受け期間は14日を超えてはならないものとする。

ただし、期間中に複数回届出等を行う場合は、1つの事前届出書等でまとめて届出等ができるものとし、増車（減車）実施予定日については、それぞれの期間を分けて記載させるものとする。
- 3 レンタカーの増車が事業計画変更の認可申請を伴う場合は、当該認可申請について、標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速に処理すること。
- 4 貨物自動車運送事業法第6条の規定に基づく許可基準に適合しない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、本取扱いの対象としないものとする。
- 5 引越レンタカー通達に係る別紙様式1について、本通達においては発行しないこととする。
- 6 レンタカー届出等の実績については、届出等に記載された内容を、各運輸局等において把握し、本省自動車局貨物課からの指示に応じて当該実績を報告することとする。